

入札公告

このことについて、次のとおり条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和4年10月18日

宮崎市上下水道事業管理者  
上下水道局長 下郡 嘉浩

1 工事等

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 工事名      | 合流地区管渠改築工事（4-12工区）   |
| (2) 工事場所     | 宮崎市瀬頭一丁目   |
| (3) 工期       | 令和5年2月28日  |
| (4) 公表金額     | 24,753,000 円（予定価格×100/110）   |
| (5) 最低制限価格   | 有  |
| (6) 工事概要     | No.245(φ500) 管路延長 L=3.90m、更生延長 L=3.00mNo.246(φ500) 管路延長 L=67.00m、更生延長 L=66.10mNo.247(φ500) 管路延長 L=39.00m、更生延長 L=38.10m |
| (7) 建設リサイクル法 | 非対象  |
| (8) 契約番号     | 50214  |

2 業種（ランク）及び参加資格要件

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 業種／ランク | 下水道管渠維持補修工事 / - ランク  |
| (2) 参加資格要件 | 下記URLから、参加資格要件を確認すること<br><a href="https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/7/3/5/6/8/0/_/735680.pdf">https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/7/3/5/6/8/0/_/735680.pdf</a> |
| (3) 地区要件   | 無  |

3 本工事に関する担当課

上下水道局 下水道整備課

#### 4 入札手続等

- (1) 設計図書等の配布 入札情報サービスシステムからダウンロードすること
- (2) 設計図書等に関する質疑
- ① 提出期限 公告日から入札日の4日前の正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - ② 提出先 工事担当課
  - ③ 質疑に関する回答 入札日の2日前の正午までに行う。なお、質疑事項と回答は、宮崎市ホームページ及び入札情報サービスシステムに掲載するほか、総務部契約課内に掲示する。
- (3) 現場説明会 無
- 5 入札参加申込 入札への参加をもって申込とする。

#### 6 入札の日程等

##### (1) 入札日程【電子入札】

	期間・期日等	場所・留意事項
入札書受付期間	令和4年11月1日 午前7時から 令和4年11月2日 午前11時00分まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。
開札日時	令和4年11月2日 16時05分	宮崎市役所 本庁舎 5階 契約課 第1入札室

##### (2) その他

入札の無効	① 宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。 ② 工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。 ③ 開札時点で、参加資格要件にある手持制限の件数（落札候補者を含む）を超えた場合はその入札を無効とする。
入札保証金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。

#### 7 落札者の決定方法

落札者の決定方法	規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内で、規則第128条に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、市長が落札候補者に競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。
提出書類	落札候補者の入札参加資格を確認するため、施工実績の提出を求める場合がある。
提出期限	入札日の翌日から3日以内

#### 8 契約及び支払い

契約保証金	契約保証金の取扱いは、規則第105条の規定による。		
支払条件	前払金・中間前払金 有	部分払0回	完成払

#### 9 掲示場所及び期間

掲示場所	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内（宮崎市役所 本庁舎 5階） TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局掲示場（上下水道局正門横） 問合せ先 管理部総務課 TEL 0985 - 26 - 7506 FAX 0985 - 24 - 1407
掲示期間	公告の日から落札者が決定する日まで ※ただし、総務部契約課における掲示の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。